

掛川市規則第2号

掛川市協働によるまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市協働によるまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市協働によるまちづくり推進条例施行規則（平成27年掛川市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第4条の地域主権の強化に資する事業として市長が認めるものに要する経費

様式第2号中

「

変 更 事 項	
変 更 内 容	

」

を

「

変 更 事 項	変更前
	変更後

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。